

## 規程第 4 号

### 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 事務局組織規程

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）定款第 66 条第 2 項の規定により、機構の事務局の組織及び職制等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事務局の体制)

第 2 条 事務局は、常勤役員が業務を分担して総理し、事務事業を管理監督する事務局長を配置することができる。

#### (課の設置等)

第 3 条 機構の事務事業を執行するため、次のとおり事務局に課を置き、業務を担当する職員を配置することができる。

- (1) 総務課 主に会議、会計、法人事務、職員服务等の事務等に関する業務
- (2) 森林経営課 主に機構が所有又は受託管理する森林の経営事業に関する業務
- (3) みどり普及課 主に緑の募金、普及啓発、事務受託事業に関する業務
- (4) 木材生産課 主に木材の生産販売に関する業務
- (5) 技術支援課 主に人材育成に関する業務

2 各課に課長を置くことができる。その職務は課の総括を行うと共に、上司の命を受け、部下の職務を指揮し事務を処理する。

#### (係の設置)

第 4 条 前条に掲げる課に、必要に応じて係又は班を置くことができる。

2 各係に係長を置くことができる。その職務は上司の命を受け、部下の職務を指揮指導すると共に係に属する事務を処理する。

#### (分掌事務)

第 5 条 事務局の各課、係の職員等の配置とその分掌事務については、毎事業年度開始日の前日までに理事会で承認する事業計画及び収支予算を勘案し、毎事業年度開始日までに専務理事が定める。

#### (駐在所等の設置)

第 6 条 理事長は、事務事業の執行に必要があると認める場合は、一時的に使用する駐在所等を置くことができる。

2 前項の駐在所等の名称、位置、業務区域は理事長が定める。

3 第 1 項の駐在所等に職員等を配置するときは、第 5 条の規定により分掌事務を定め、年

度途中で設置した場合は、その設置する日までに第 5 条の規定に準じて定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 条)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程の改定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、この改正に係る平成 27 年 4 月 1 日付けの事務局組織に必要な措置は、改正の日(平成 27 年 2 月 16 日)から施行する。